

中国ビジネス・ローの最新実務 Q & A

第19回

対中設備輸出と中国におけるその他の経営活動(その1)

黒田法律事務所 黒田 健二、呉 強

Kenji Kuroda, Wu Qiang / Kuroda Law Offices

前回までの連載は、3回にわたって日本企業の製品の対中輸出及び中国における販売活動の法的可能性を取り上げた。すなわち、現在の中国法制上において、外国企業の中国国内における販売業は依然として規制されており、中外合弁企業や独資企業の設立を通じて自社の製品を卸売り販売、小売り販売することは原則としてできない。外国企業は現行の中国法上の制限下で、ある程度合法的なルートを通じて自社製品の中国における販売ができるが、そこにはあくまでも限界があつて、合法的なルートを通じて自由自在に自社製品を販売できるわけではないことが明らかになった。

日本企業は中外合弁企業や、中外合作企業、独資企業等の形で直接投資を行うと同時に、自社設備の輸出や委託加工、補償貿易などの多種多様な貿易形式で中国市場へ進出している。

今回からは、設備の輸出や委託加工等の中国法上の実務問題を中心に、日本企業の法務担当者が感じる疑問点や当事務所に寄せられた質問を取り上げることにしたい。

一 合弁会社への中古設備輸出の可否

Q1 日本企業A社は中国国有企業のB社と合弁会社C社を設立しました。A社は合弁会社が製品を製造するために、自社所有の中古設備を合弁会社に販売するかまたは現物出資として合弁会社に輸出することを計画しています。A社のこのようなスキームは中国法において実行可能でしょうか。

A1 中国法では中古設備の輸入は禁止されていませんが、場合によっては制限が加えられることもあります。したがって、A社のこのようなスキームは法律上実行可能ですが、場合によっては規制される可能性もあります。

1. 国家輸出入商品検査局及び財政部が1994年3月に公布した「外商投資財産鑑定管理弁法」(以下「財産鑑定管理弁法」と略称する)の第2条では、「本弁法は国外(香港、マカオ、台

湾地区を含む)の公司、企業及びその他の経済組織または個人が中国国内に設置した外商投資企業及び各種の対外補償貿易方式において、国外投資者が投入し、または外商投資企業の委託を受けて国外において購入した財産の鑑定に適用する」と規定されている。

当該財産鑑定管理弁法の第3条では、外商投資財産の鑑定内容に投資財産の新旧程度についての鑑定が含まれているので、国外投資者が合弁企業に投入し、または合弁企業に販売した投資財産は、必ずしも新品に限らず、中古品であっても構わないことを意味する。したがって、A社は、合弁会社の製品を製造するための中古設備を中国の合弁会社に輸出することが可能である。

2. しかし、すべての中古設備の輸入が認められるわけではない。国家経済貿易委員会、対外貿易経済合作部、税関総署、元の国家商品検査局が1997年12月に共同で発布した「中古機電製品の輸入管理の強化についての通知」では、生産安全(圧力容器類)、人身安全(電器、医療設備類)及び環境保護(工程及び車船機械類)に係わる中古機電製品の輸入には、国家機電製品輸出入弁公室の許可が必要とされている。また、1998年10月に発布された「中古機電製品の輸入管理の強化についての補足通知」では、外商投資企業は投資総額の枠内で自ら使用する中古機電製品を輸入する場合、附属リストに列挙された製品について、対外貿易経済合作部機電製品輸出入司(元の国家機電製品輸出入弁公室)の許可を経て輸入するほか、その他の中古機電製品の輸入については、税関が企業契約、許可された企業輸入設備リスト及び商品検査機構の発行した「中古機電製品輸入届出書」を持って検査し、通過を許可するとされている。

A社の合弁会社に販売するかまたは現物出資として輸出する予定の中古設備が上記の製品に該当する場合、対外貿易経済合作部機電製品輸出入司の輸入許可を経なければならぬ。

3. 「中外合弁企業法实施条例」(以下「合弁法实施条例」と略称する)第25条に基づき、合弁当事者は、現金で出資することができ、建築物、工場建物、機械設備その他資材、工業所有権、ノウハウ、土地使用权等を評価して出資することもできる。したがって、A社は中古設備を直接合弁会社に販売することができるだけでなく、当該機械設備を現物として合弁会社に出資することができる。ただし、中国政府は一般に外国側合弁当事者が現金で出資することを希望し、現物をもって出資することに対し一定の制限を与えている。

合弁法实施条例第27条に基づき、外国側合弁当事者が出資する生産設備は、以下の三つの条件すべてに合致していなければならない。

- ①合弁企業の清算にとって不可欠なもの
- ②中国において生産できないか、または生産できても価格が過度に高く、または技術的性能及び供給時期において需要を満たせないもの
- ③評価に際しては、同種類の機械設備またはその他の資材のその時点における国際価格を上回らないもの

A社の現物出資予定の中古設備は、上記の条件に合致すれば、現物として出資することが可能である。

また、A社が注意しておかなければならないのは、当該機械設備を現物として出資する場合、合弁会社の登録資本と投資総額の比率に変更が生じるが、変更された登録資本と投資総額の比率も中国国家工商管理总局の公布した「中外合弁企業の登録資本と投資総額との比率に関する暫定規定」の関係規定に合致していなければならないことである。当該暫定規定に規定されている登録資本と投資総額との比率に違反すると、登録資本と投資総額を記載した合弁契約書及び定款が審査許可機関により許可されないおそれがあるからである。(注1)

Q2 現物出資として合弁会社に輸出する場合、合弁パートナーとの間でよく起こる問題にはどのようなものが挙げられるのでしょうか。

A2 中国側合弁当事者とのあいだにいちばん発生しやすい問題としては、何よりもやはり当該機械設備の財産価額をいかに鑑定するか、及び当該鑑定がどのような効力を有するかということが挙げられるかと思われます。

1. 筆者らの法律事務所が過去に日本企業が機械設備を中国の合弁会社に輸出した類似の案件を取り扱った経験からいえば、上記の問題がもっとも発生しやすいと考えられる。

2. 合弁法実施条例第25条では、「建築物、工場建物、機械設備その他資材、工業所有権、ノウハウ等により出資する場合には、その評価は、合弁各当事者が公平かつ合理性の原則に従って、協議し、確定するか、または合弁当事者の同意する第三者に評定を依頼する」と規定されているとはいえ、実際には、中外合弁当事者が外国側投資者の投入し、または販売した機械設備の価額について合意するのは、なかなか難しいことである。外国側投資者がオファーした価額が高すぎるという理由で中国側合弁当事者に拒否されたり、あるいは中国法に基づいて中国の輸出入商品検査局及び鑑定機構が鑑定した価額が公平かつ合理性の原則に合致しないと外国側投資者にみなされたりするケースが多くある。

しかし、現況では、中国の関連法律、法規には、外国投資者が中国の合弁会社に販売し、または現物出資として合弁会社に輸出した機械設備に対する強制的な鑑定規定が設けられているので、機械設備の価額確定はこれらの中国法の規定に従わざるを得ない。

二 合弁会社への中古設備輸出の財産鑑定義務

Q3 日本企業A社が現物出資として中古設備を合弁会社C社に輸出する場合、中国法に基づき法定の財産鑑定機構による財産鑑定は義務づけられるのでしょうか。現物出資としての中古設備の財産鑑定が義務づけられるとすれば、合弁会社の資産にどのように計上しますか。

A3 中国法の関係規定に基づき、日本企業A社が現物出資として中古設備を合弁会社C社に輸出する場合、法定の財産鑑定機構による財産鑑定が義務づけられています。合弁会社C社所在地の商品検査局がその地区の外商投資財産鑑定業務の管理と処理に責任を負い、当該商品検査局が設立し、かつ国家輸出入商品検査局及び財政部の審査・同意を経た財産鑑定所及び対外合作・合弁の資産評価機構(「その他の鑑定機構」と略称します)が外商投資財産業務を処理します。

商品検査局及びその他の鑑定機構は、外商投資財産鑑定業務を処理し、規定に従って鑑定証書を発行します。その価値鑑定証書は、投資各当事者が投入した財産価値を証明する有効な根拠です。また、会計士事務所は商品検査局及びその他の鑑定機構が発行した価値鑑定証書を根拠として中古設備の価値を合弁会社の資産に計上し、外商投資財産の資本検査業務を処理します。

1. 「財産鑑定管理弁法」に基づき、現物出資としてA社が合弁会社C社に輸出する予定の中古設備に対する財産鑑定には、「財産鑑定管理弁法」が適用される。また、国家輸出入商品検査局、税関総署が1997年11月に共同で発布した「外商投資財産価値鑑定の強化についての通知」の行政通達において、さらに「外国及び香港、マカオ、台湾地域の会社、企業及びその他の経済組織または個人が中国国内において合弁、合作及び独資企業を設立するとき、投資として輸入したすべての機械設備、部品及びその他の物資は、国家商品検査部門により各地に設置された輸出入商品検査機構(「商検機構」と略称する)が法に基づき所轄地区の外商投資財産の輸入価値鑑定業務を行う」と明記されている。

外商投資企業は、上記の貨物の輸入にあたって税関に申告する前に、あらかじめ現地の商検機構に申告し、検査を受け、かつ「外商投資財産価値鑑定申告検査通知書」(「申告検査通知書」と略称する)に記入し、申告しなければならない。現地の商検機構は、財産価値鑑定が完了した際に、「申告検査通知書」に「価値鑑定済の申告検査印」を押印する。税関は、現地の商検機構が発行した「申告検査通知書」等をもって外商投資企業の輸入貨物の通関手続を行う。

2. 上記の規定により、A社が現物出資として合弁会社C社に中古設備を輸出する場合、①当該中古設備には財産価値の鑑定義務があり、強制的に財産鑑定が行われなければならないこと、及び②中国の商品検査局及びその鑑定機構が発行した価値鑑定証明書は、当該中古設備の価値の最終的な根拠となることが明らかになった。(注2)

したがって、現物出資としての中古設備が合弁会社の資産に計上される価額は、現地の会計士事務所が鑑定機構の発行した価値鑑定証書を根拠として資本検査で確定した金額ではない。

Q4 A社の当該中古設備の具体的な鑑定手続は、どのように行われるのでしょうか。

A4 「財産鑑定管理弁法」には財産鑑定の具体的な鑑定手続が詳しく規定されています。財産鑑定の手続は管理弁法の関係規定に従って行われなければなりません。

「財産鑑定管理弁法」に基づき、外商投資財産鑑定の具体的な手続は以下の通りである。

- ①申請人が鑑定手続を提出する。
- ②鑑定機構が資料を初歩的に審査し、申請を受理する。
- ③鑑定人員が鑑定計画を策定する。
- ④申請人が提供した証憑及び資料を審査・照合し、国内外の市場調査を行う。
- ⑤現場鑑査を行う。
- ⑥適切な鑑定方法を選択して鑑定を行う。
- ⑦鑑定証書を発行する。

Q5 日本企業A社は、合弁企業C社に中古設備を販売するか、現物出資として合弁会社に輸出する場合、「財産鑑定管理弁法」により当該中古設備の財産鑑定が義務づけられることをすでに了解しました。しかし、A社は、当該中古設備の財産鑑定をもっぱら中国当局が設立し、認可した財産鑑定所及び対外合作・合弁の資産評価機構に任せるのでは、公平かつ合理的な鑑定結果を得られないのではないかと疑っていますので、定評がある香港のD会計事務所に資産評価を委託して当該中古設備の評価を行うことを希望しています。

国外の資産評価機構は資産鑑定を行うことができるのでしょうか。その資産鑑定結果は効力を有するのでしょうか。

A5 国外(香港、マカオ、台湾地区を含む)において登録し、価値鑑定に従事する資産評価機構は、外国企業が現物を換価して投資するか、または外商投資企業が外国投資者に委託して国外から購入した財産に対し財産価値鑑定を行うことができますが、当該国外の資産評価機構は国家出入国検査検疫局に認可された国外の資産評価機構リストに入らなければなりません。

合弁会社に輸出予定の中古設備の価値鑑定について、香港のD会計事務所が国家出入国検査検疫局に認可された場合、A社は中国側の検査検疫機構及びその資産評価機構を信頼しないならば、D会計事務所に依頼することが可能です。ただ、D会計事務所の財産鑑定結果の効力には一定の条件がついています。認可された国外評価機構の発行した価値鑑定証書(または評価報告)は、貨物輸入地の出入国検査検疫機構の照合・確認・鑑定証書交換を経たあとでないと効力がありません。

1. 確かに、外国企業が現物で合弁会社に輸入し、または合弁会社に販売する機械設備の価値が、もっぱら中国側の商品検査局及び同局が設立し、認可する鑑定機構によって鑑定され、決定されることが、果たして公平かつ合理の原則に合致するかどうかはきわめて疑問である。

中国側の商品検査局及びその資産評価機構の鑑定方法、鑑定手段、鑑定技術レベル及び立場の相違により、通常鑑定価額は外国企業の希望する価額より低くなっており、必ずしも公平かつ合理性のある鑑定結果が期待できるとはいえない。単に中国側の商品検査局及びその鑑定機構に依存する外商投資財産鑑定は、外国投資者から強く反発され、公平かつ合理の原則に反するというそしりを免れない。

2. 以上のような状況に鑑みて、中国国家出入国検査検疫局(元の国家輸出入商品検査局)は2000年8月に「国外評価機構認可管理弁法」を公布し、外商投資財産の価値鑑定に対して若干改善を行った。すなわち、「国外評価機構認可管理弁法」により、国家出入国検査検疫局に認可された国外(香港、マカオ、台湾地区を含む)において登録し、価値鑑定に従事する評価機構は、外国投資者が現物を換価し投資するか、または外商投資企業が外国投資者に委託して国外から購入した財産に対し価値鑑定を行うことができるようになった。

もっとも、当該管理弁法でも、依然として国外評価機構の財産鑑定結果の効力が無条件に認められるわけではない。認可された国外評価機構の発行した価値鑑定証書(または評価報告)は、貨物輸入地の出入国検査検疫機構の照合・確認・価値鑑定証書交換を経て初めて効力を有する。貨物輸入地の出入国検査検疫機構は異議がある場合、書証を発行した国外評価機構に対し調査し、質問することができる。必要に応じて、貨物輸入地の出入国検査検疫機構は改めて鑑定を行うこともできる。鑑定結果は改めて行った鑑定の結果に準ずるものとする。

このようにA社は、合弁会社に輸出予定の中古設備の価値鑑定について、中国側の検査検疫機構及びその資産評価機構を信頼しないならば、認可された国外評価機構に依頼することが可能である。ただし、国外評価機構の鑑定結果及び効力は、依然として中国出入国検査検疫機構の制約を受けているといわざるを得ない。

三 合弁会社への中古設備輸出の財産価値鑑定方法

Q6 日本企業A社の合弁会社C社に輸出予定の中国設備は、1962年に設置され、1990年に改造され、機体部分を除いてほとんど新品となりました。A社の説明によると、当該設備の取得価額は100億円で、現在A社の会計上の簿価は25億円ですが、当該設備と同様の新品を発注すると、概ね150億円がかかることが予想されるということです。中国の関係財産鑑定機構は、当該中古設備の財産価値を鑑定するときに、その評価額をどのような方式で算定するのでしょうか。取得価額、簿価または新設価額のどれが採用され、または参照されるのでしょうか

A6 A社の中古設備の財産価値評価額について、A社の提示する当該中古設備の簿価、取得価額、新設価額は財産価値評価において一定の参考になりますが、これらの価額によってその価値評価額が決まるわけではありません。「財産鑑定管理弁法」第10条により、当該中古設備の財産鑑定は、中古設備の現実状況、新旧程度、性能指標、技術パラメーター、及びその置換原価と利益獲得能力等に基づき、本弁法の規定する鑑定方法を採用して行われなければならないからです。

1. 「財産鑑定管理弁法」の規定する価値鑑定方法には、①市場法、②原価法、③収益法、④財政部及び国家輸出入商品検査局の定めるその他の方法が含まれている。

国家輸出入商品検査局が1991年11月に発布した「外商投資財産鑑定規程(試行)」には、各価値鑑定方法の適用対象と具体的な手続が詳しく定められている。市場法は、国内外市場において同一または類似であり、かつその貿易過程と結果を全面的に把握できる参照物を見つけることができる財産に適用する。原価法は、単項及び専用財産に適用する。収益法は、未来収益及びリスク収益が貨幣で表示される全体的な財産に適用する。

A社の中古設備の財産価値鑑定について、具体的にどのような方法を採用するかは、現地の財産鑑定機構が鑑定される財産の具体的な状況によって決定するが、中古の機械設備であることにかんがみて、筆者らは原価法を採用する可能性が高いと考える。

2. たとえば、原価法を採用される場合、当該中古設備のまったく新しい状況の下での置換原価から置換原価に従い計算される累計減価償却額を控除したあと(すなわち現在の簿価)、その生産能力の変化及び更新率等の要素を考慮し、その再評価価値を確定する。あるいは中古設備の現況と使用期間に基づき、その機能変化等の要素を考慮し、新たにその更新率を確定し、その際評価価値を得ることができる。原価法の具体的な手続と算式は以下の通りである。(注3)

①中古設備原価に対する分析または各種資料への照合を通じて中古設備の原始原価価額を確定する。

②国内外市場、企業調査、コンサルティングを通じ、または原価統計法、市場価格変動趨勢法及び機能比較法を利用して、置換原価または/及び更新原価を確定する。

③観察法、比率法、直接価値法を通じて、中古設備の有形損耗及び更新率を確定する。

- ④中古設備と更新財産が同一収益を獲得するときにその経営原価の差額を計算し、その機能的損耗を確定する。
- ⑤市場等の要素の変化を分析し、中古設備の経済的損耗を確定する。
- ⑥上記の各要素に対する分析を通じて、鑑定対象の現在価値を確定する。
- ⑦原価法の算式は、 $\text{現在価値} = \text{置換または更新原価} - \text{有形損耗} - \text{無形損耗}$ 、である(そのうち、 $\text{無形損耗} = \text{機能的損耗} + \text{経済的損耗}$)。

四 A社での中古設備の会計処理に関する注意点

Q7 A社が現物出資として中古設備を中国合弁会社C社に輸出し、または当該中古設備を合弁会社に販売する場合、当該中古設備の財産鑑定は中国当局の設立し、認可した財産鑑定機構の価値鑑定結果に準拠しなければなりません。当該中古設備を処分したあと、A社日本側での会計処理にはどのような注意事項があるでしょうか。

A7 当該中古設備の価額は中国側の鑑定機構の評価結果を最終的な根拠とし、かつ合弁会社の資産に計上されますので、当該中古設備に対する財産鑑定の評価結果はA社の簿価より下回る可能性があります。

評価結果がA社の簿価より下回る場合に、A社の資産に損失が発生しますので、会計処理において、資産科目の固定資産の損失に評価結果と簿価の差額を記入すべきです。

五 中古設備を中国の合弁会社C社に輸出する際の中国法上の納税義務

Q8 A社が中古設備を中国の合弁会社C社に輸出する際に、中国税法の関係規定に基づき、どのような納税義務が発生するのでしょうか。当該中古設備の輸出は中国税法上の税の減免の優遇措置を享受できるのでしょうか。

A8 機械設備を中国に輸出する場合、中国税法及び関税法の関係規定に基づき、一般に機械設備の販売価格の17%の増値税を納付するほか、「輸出入関税税則」の定める分類原則により、適切な税番に分類し、適用される税率により関税を納付しなければなりません。

しかし、A社が現物出資または合弁会社C社自らの生産用設備として、合弁会社の製品を製造するための中古設備を中国の合弁会社に輸出する場合、関税及び増値税

が免除される可能性があります。

1. 合弁法実施条例第27条では、合弁企業が告ぎの物資を輸入する場合には、関税及び工商統一税が免除されると規定されている。(注4)

①契約書の規定に従って、外国合弁当事者の現物出資となる機械設備、部品・付属品その他資材(「その他資材」とは、合弁の工場[作業場]建設及び機械の据付、固定に必要な材料をいう)。

②合弁企業の投資総額以内の資金による機械設備、部品・付属品その他資材。

③審査許可機関の許可を受けて、合弁会社が増資のために、国内において生産供給を保証することができない機械設備、部品・付属品その他資材。

④合弁企業が輸出製品の生産に必要な原材料、補助原料、素子、部品及び包装材料。

ただし、合弁企業の免税輸入物資が、許可を受けて、中国国内において転売または販売する製品に転用された場合には、規定どおり税金を納付し、または追納しなければならない。

2. 国務院が1997年12月に発布した「輸入設備税収政策の調整についての国務院の通知」において、外商投資プロジェクトの輸入設備について関税及び輸入環節増値税を免除する範囲が規定されている。すなわち、「外商投資産業指導目録」の奨励類及び制限乙類に合致し、かつ技術を譲渡した外商投資プロジェクトは、投資総額以内に輸入する自家用の設備について、「外商投資プロジェクト非免除輸入商品目録」に明記された商品を除き、関税及び輸入環節増値税が免除される。税関総署が1999年11月に発布した「外商投資をさらに奨励する関係輸入税収政策についての税関総署の通知」において、外商投資企業の輸入設備に関する関税及び増値税の免除について、さらにいくつかの条件が規定されている。

①資金源は企業投資総額以外の自ら所有する資金でなければならない(具体的には企業の準備基金、発展基金、減価償却及び納税後の利益を指す)。

②輸入商品は、元の許可された生産経営範囲内で、当該企業の元の設備の更新またはメンテナンスに用いられる。

③輸入商品の範囲は、国内において生産できないか、または性能が需要を満たせない設備(すなわち、「外商投資プロジェクト非免除輸入商品目録」に属しない商品)及び上記の設備に附属する技術、部品、付属品でなければならない。

A社の合弁会社C社に輸出予定の中古設備が上記の条件に合致すれば、筆者らは、合弁会社に輸出する中古設備は関税及び増値税の徴収が免除されうると考える。

- Q9 A社は中古設備を中国の合弁会社C社に輸出する場合、中国では各地にそれぞれの地方法規と政策がありますので、通関する税関により関税減免の取扱い及び適用関税率が異なることを心配しています。A社の心配は杞憂でしょうか。

- A9 法律上は心配する必要はありません。中国の関税法、「輸出入関税税則」に定められている関税率及び関税を免除する優遇政策は全国各地の税関に統一的に適用されますので、筆者らは、法律上は、A社の輸入予定の中古設備が通関の税関により税の減免において不平等な扱いを受けたり、異なる関税率が適用されたりするような根拠はないと考えます。

注

1. 登録資本と投資総額の比率についての法的制限は、本誌『月刊 国際法務戦略』、vol.IX-8 に掲載の本連載「第7回 合弁契約の実務(その4)」、82～83頁(=編注:原文雑誌表記のページ)を参照されたい。
2. 外国企業が現物出資で対中出資を行う場合及び外商投資企業が外国企業に委託して国外からの財産購入を行う場合には、当該出資にかかる現物及び輸入にかかる財産の価値鑑定義務について、森川伸吾「第37回 中国法令速報」『国際商事法務』 vol.28, No.11 (2000) 参照。
3. 1991年11月12日国家商品検査局の発布した「外商投資財産鑑定規程(試行)」「4. 1. 1 原価法」による。
4. 1994年中国の税制改革により、外商投資企業に徴収する工商統一税が廃止され、増値税が徴収されることに改正された。詳しくは、1993年12月29日第8期全国人民代表大会常務委員会第5次会议に採択された「外商投資企業及び外国企業が増値税、消費税、営業税等税収暫定条例を適用することについての全国人民代表大会常務委員会の決定」参照。